

那霸市教育委員会會議録

令和2年度(2020年度)第11回(定例会)

署名人 本仲範男
教育長 田端一正

開催日時 令和2年(2020年)10月14日(水) 開会 午後2時00分
閉会 午後4時15分
開催場所 那霸市役所12階 第2研修室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

[事務局職員]

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

(総務課) 仲程直毅課長、平良美夏副参事、赤嶺明日香主幹、平良俊弥主査、平安真希子主査

(生涯学習課) 平良尚子課長、平良真哉室長

(市民スポーツ課) 高里浩課長

(施設課) 當間弘課長

(中央公民館) 照屋満館長

(中央図書館) 大城義智館長

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 佐久田悟課長

(教育相談課) 山下恒課長

(学務課) 森田勝課長

(学校給食課) 砂川龍也課長、又吉剛主幹、徳嶺克志主任主事

(教育研究所) 宮里寧所長、仲宗根司主幹、眞境名元作主幹、當間一也主幹、新垣寿志指導主事、内間正樹指導主事、栗森俊司主査、玉盛弘志主任主事

議事日程 ※議案第19号から議案第25号及び報告1は非公開案件。ただし、議案第19号から議案第25号は審議会委員の委嘱後及び議会へ議案提出後に公開。

- 1 議案第19号 那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について【学校給食課】
- 2 議案第20号 財産の取得（指導者用ノートパソコン）に関する意見の申出について
【教育研究所】
- 3 議案第21号 業務委託契約（校内情報通信ネットワーク環境整備）に関する意見の申出について
【教育研究所】
- 4 議案第22号 財産の取得（学習者用端末契約①）に関する意見の申出について【教育研究所】
- 5 議案第23号 財産の取得（学習者用端末契約②）に関する意見の申出について【教育研究所】
- 6 議案第24号 財産の取得（学習者用端末契約③）に関する意見の申出について【教育研究所】
- 7 議案第25号 財産の取得（学習者用端末契約④）に関する意見の申出について【教育研究所】
- 8 報告1 教育長が臨時代理したことについて【総務課】
※令和2年度那覇市一般会計補正予算（11月補正）に関する意見の申出について
- 9 協議1 第3次那覇市教育振興基本計画の素案について【総務課】

会議録作成（総務課）平安真希子主査

田端教育長 それでは「令和2年度第11回教育委員会会議（定例会）」を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いします。本日、お配りしました議事日程をご覧ください。議事日程の順番を変更いたしました。協議1は、日程の最後に協議したいと思います。それから議案第20号から議案第25号までは関連しますので一括で行いたいと思います。まず、会議の非公開について委員の議決を諮りたいと思います。議案第19号は個人に関する情報が含まれ当該個人が特定されるため、また、議案第20号から議案第25号は議会への提案前の内容が含まれているため、非公開とすることが適当であると思われます。報告1におきましても、予算に関する案件のため非公開とすることが適当であると思われます。ただし、議案第19号から議案第25号までの会議録は、審議会委員の委嘱後、議会へ議案を提出後に公開したいと思います。それでは議案第19号から議案第25号及び報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～非公開～

田端教育長 議案第19号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願ひします。

武富部長 議案第19号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」、那覇市学校給食運営審議会委員を別紙のとおり委嘱する。令和2年10月14日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市学校給食運営審議会委員の辞任に伴い、那覇市学校給食運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき補欠委員を委嘱する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校給食課で行います。

田端教育長 砂川学校給食課長、お願ひします。

砂川課長 資料の1ページをご覧ください。新たに那覇市学校給食運営審議委員として委嘱する委員を読み上げます。1人目は佐渡山安博様、2人目は安里幸治様、3人目は宮城妙子様、4人目は浦添夏帆様、この4名を新たに審議会委員として委嘱したいと思っています。任期は令和2年11月6日から令和3年10月27日までとなっております。任期は前任者の残任期間としております。資料の2ページ目は退任された4名の委員と、あと、残る委員もいらっしゃいますので、引き続いてお願ひしております。3ページ以降は規則を添付しております。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ただいまの件について、ご意見ご質問等お願いします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見ご質問が無いということありますので、議案第19号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第19号「那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

次に、議案第20号から議案第25号までは教育研究所のGIGAスクールに関する議題であります。一括して説明をお願いしたいと思います。まず議案第20号「財産の取得に関する意見の申出について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第20号「財産の取得（指導者用ノートパソコン）に関する意見の申出について」、財産の取得について、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 指導者用ノートパソコンの購入について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。続きまして議案第21号「業務委託契約（校内情報通信ネットワーク環境整備）に関する意見の申出について」、業務委託契約について、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 校内情報通信ネットワーク環境整備業務委託契約について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。続きまして議案第22号「財産の取得（学習者用端末（契約①））に関する意見の申出について」、財産の取得について、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 学習者用タブレット端末の購入について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。続きまして議案第23号「財産の取得（学習者用端末（契約②））に関する意見の申出について」、財産の取得について、別紙のとおり市長に意見を申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 学習者用タブレット端末の購入について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。続きまして議案第24号「財産の取得（学習者用端末（契約③））に関する意見の申出について」、財産の取得について、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 学習者用タブレット端末の購入について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。最後に、議案第25号「財産の取得（学習者用端末（契約④））に関する意見の申出について」、財産取得について、別紙のとおり市長に申し出る。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。提案理由 学習者用タブレット端末の購入について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。詳細につきましては教育研究所から説明します。

田端教育長 教育研究所の真境名主幹、お願いします。

真境名主幹 議案第20号から議案第25号までまとめてご説明いたします。まず議案第20号

の2ページ目をご覧ください。議案第20号の「財産の取得について（指導者用ノートパソコン）」、次のとおり指導者用ノートパソコンを購入する。令和2年11月2日提出。那覇市長 城間 幹子。1指導者用ノートパソコン別紙仮契約書を締結。2購入の目的 指導者用ノートパソコンを整備。購入の方法 制限付一般競争入札。提案金額 2億3,584万円。契約の相手方 株式会社オーシーシー那覇支店。提案理由 那覇市GIGAスクール構想を推進するため、指導者用のノートパソコンを整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。

次のページをご覧ください。提案理由をご説明いたします。この案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格3,000万以上の動産を取得するため、提出するものでございます。今回の那覇市GIGAスクール指導者用ノートパソコンの購入については、令和元年12月に文部科学省が示した「GIGAスクール構想」を実現するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、指導者用ノートパソコン1,512台を整備するものでございます。この契約につきましては、令和2年10月9日に制限付一般競争入札を実施した結果、契約金額2億3,584万円で株式会社オーシーシー那覇支店と令和2年で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決をもって本契約となるものでございます。次のページは、物品売買仮契約書の参考となっております。議案第20号は以上になります。続いて議案第21号の2ページ目をご覧ください。「業務委託契約について（校内情報通信ネットワーク環境整備業務）」、次のとおり業務委託契約を締結する。令和2年11月2日提出。那覇市長 城間 幹子。1契約の目的 校内情報通信ネットワーク（Wi-Fi）環境整備。契約の方法 制限付一般競争入札。契約金額 7億6,450万円。契約の相手方 株式会社オキジム那覇支店となっております。提案理由 那覇市GIGAスクール構想を推進するため、小中学校の校内Wi-Fi環境整備業務委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この案を提出する。

次のページをご覧ください。提案理由をご説明いたします。この案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の製造の請負であるため、提出するものでございます。今回の「那覇市GIGAスクール校内情報通信ネットワーク（Wi-Fi）環境整備」の業務委託契約については、令和元年12月に文部科学省が示した「GIGAスクール構想」を実現するため、「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」及び「学校教育施設等整備事業債」を活用し、小中学校53校の普通教室、特別教室等へ無線アクセスポイント、LANケーブル等を敷設し、新たなWi-Fi環境を整備するものであります。この業務委託契約につきましては、令和2年10月9日に制限付一般競争入札を実施した結果、契約金額7億6,450万円で株式会社オキジム那覇支店と令和2

年で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決をもって本契約となるものでございます。次のページ以降は仮契約書の案となっております。

続きまして議案第22号の2ページ目をご覧ください。「財産の取得（学習者用タブレット端末（契約①）について」、次のとおり学校学習者用端末（契約①）を購入する。令和2年11月2日提出。那覇市長 城間 幹子。1学習者用タブレット端末は別紙仮契約書のとおり、2購入の目的 児童生徒1人1台のタブレット端末の整備。購入の方法 制限付一般競争入札。契約金額 2億9,599万9千円。契約の相手方 株式会社オーシーー那覇支店となっております。提案理由 那覇市GIGAスクール構想を推進するため、児童生徒1人1台の端末を整備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、この案を提出する。次のページをご覧ください。提案理由をご説明いたします。この案は、会議の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格3,000万円以上の動産を取得するため、提出するものでございます。今回の那覇市GIGAスクール学習者用端末（タブレット端末）の導入については、令和元年12月に文部科学省が示した「GIGAスクール構想」を実現するため、「公立学校情報機器整備費補助金」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、タブレット端末7,059台を整備するものでございます。この契約につきましては、令和2年10月9日に制限付一般競争入札を実施した結果、契約金額2億9,599万9千円で株式会社オーシーー那覇支店と令和2年で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決をもって本契約となるものでございます。

続きまして議案第23号から第25号については、タブレット端末契約書の中にあるので、違う部分だけご説明いたします。まず議案第23号については、契約金額 2億9,415万1千円です。契約の相手方は株式会社オーシーー那覇支店となっております。次のページの提案理由をご覧ください。タブレット端末の台数は、7,081台を予定しております。令和2年10月9日に制限付一般競争入札を実施し、契約金額2億9,415万1千円で株式会社オーシーー那覇支店と仮契約しました。

議案第24号の2ページをご覧ください。契約金額 2億9,339万6,400円。契約の相手方 株式会社オキジム那覇支店となります。次のページをご覧ください。タブレット端末の台数は、7,170台となっております。

続きまして議案第25号の2ページ目をご覧ください。契約金額2億9,411万7,670円、契約の相手方 株式会社オキジム那覇支店。タブレット端末の台数は、7,207台となっております。最後に別紙カラーの資料をご覧ください。今回の6件の契約がどの部分にあたるのかをご説明いたします。右下の①、②、③に分かれています。①は校内情報通信ネットワーク環境整備業務委託、②は指導者用ノートパ

ソコンの購入、③学習者用タブレット端末の購入は4件です。合計6件になります。
①は資料の中央にあります。GIGAスクール用LAN（無線LAN・児童生徒用）
を学校毎に新たに構築します。②は資料の左側にありまして、教師用PCを配布しま
す。教師用ノートPCは、これから設置するWi-Fi環境への接続と既存の有線LAN
と両方への接続を予定しています。資料の左側にあります部分は、既存の各学校に
ある有線LAN回線となっています。中央のGIGAスクール用LANと両方に接続し、
授業及び校務で使用する目的で購入する予定となっております。資料の下にあります
③学習者用端末は、全部で約2万8600台を購入する予定になっています。児童生
徒1人1台配布します。4件に分けて入札を行っている次第でございます。以上にな
ります。よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございました。森田副部長、どうぞ。

森田副部長 お配りしました議案第20号の物品売買仮契約書（案）ですが、第22条までしか
条項が掲載されておりません。その後の条項が抜けていますので、後ほど差し替えい
たします。よろしくお願ひします。

田端教育長 仮契約書（案）ということですね。わかりました。それでは、ただいま6件の議案
の説明がありました。この件について、ご意見ご質問等をお願いします。本仲委員、
どうぞ。

本仲委員 イメージ図の左上にあります「iDC」について教えてください。

真境名主幹 こちらの「iDC」は、具体的にはデータセンターになります。

當間主幹 少し補足説明いたします。これまでの校内の有線LANは一旦こちらの「iDC」
を介してインターネットに飛び出していくます。今、沖縄電力の中にデータセンター
がありまして、ハウジングと言いまして、サーバーがあるので、そこを一旦介してい
るいろいろなフィルターをかけながら外に飛び出していくという形になります。データセ
ンターは県内に何カ所かありますが、そちらの方を介して飛び出していくというイメ
ージになります。一方、今回のWi-Fiに関しては、各学校からそのまま飛び出していく
という形になっております。そういう違いがありますので、そういった部分まで記
載させていただいています。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この図があるのでイメージできます。各学校で大きな工事が必要になりますよね。

真境名主幹 はい。

本仲委員 子ども達一人一人に端末が配付されるまでどの位かかりますか。

田端教育長 真境名主幹、どうぞ。

真境名主幹 議案第21号の仮契約書をご覧ください。校内Wi-Fi環境整備につきましては、令
和3年3月31日までに校内整備を行うようにとの契約内容となっています。また、
タブレット端末につきましても同じように令和3年3月31日までに納入する契約内
容となっています。

- 本仲委員 イメージとして、今年度中に契約して、工事を始めて、令和3年3月からは活用できると捉えていいのですか。
- 田端教育長 當間主幹、どうぞ。
- 當間主幹 すみません。工期が令和3年3月31日になっておりますので、実際に使用できるのは4月の新年度からという形になります。
- 田端教育長 よろしいでしょうか。
- 本仲委員 はい。
- 田端教育長 ほかにありますでしょうか。平良委員、どうぞ。
- 平良委員 購入方法のところに「制限付き一般競争入札」とありますが、どのような入札方法になるのでしょうか。
- 田端教育長 どうぞ。
- 當間主幹 ご存知のとおり一般競争入札は仕様書を提示し、いわゆる公募のような形になります。ただ無制限にするといろいろな方々が来ますので、ある一定の要件を定めます。それが入札参加資格要件になりますが、要件の中で那覇市内の業者や地域に限定するという形になっています。今回の校内Wi-Fi環境整備に関しては、大きな工事が伴うということで、どこでも出来るものではなかったものですから、県内の業者ということで少し門とを広げた形で制限をかけています。通常であれば県外からも来られるような感じではありますが、県内という形で地域企業を育てていく。それ以外の4件のタブレット端末の購入につきましては、那覇市内の事務機屋さんが結構あるので、那覇市に本店を所在する那覇市の業者か支店の所在がある那覇市内の業者、準市内といいますが、那覇市に事務所がある業者ということで制限をかけています。教師用ノートパソコンについても、同じく那覇市内、やはり那覇市内の子ども達が使うということで、できるだけ那覇市の業者に受けてほしいということで地域要件を定めていますので、「制限付き一般競争入札」という形になります。
- 田端教育長 ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。
- 喜屋武委員 どの位の企業が入札に参加されていましたか。
- 田端教育長 真境名主幹、どうぞ。
- 真境名主幹 個別で回答いたします。まず、Wi-Fi環境整備には6社が入札に参加しております、1社はその場で辞退されました。実質的には5社で入札になっております。指導者用ノートパソコンは6社参加しておりまして、そのまま6社が入札に参加しております。タブレット端末については、契約①は8社参加しましたが1社辞退しております。契約②は9社参加しましたが1社辞退となっております。契約③と④は8社参加しましたが1社辞退となっております。以上です。
- 喜屋武委員 ありがとうございます。
- 田端教育長 ほかにありますでしょうか。仲本委員、どうぞ。
- 仲本委員 教師用ノートパソコン1,500台とありますが、これは教員一人一人に配布され

ますか。

真境名主幹 基本的には授業を担当している先生に配布します。教科をもっていない先生への配付の予定はありません。

仲本委員 教師用ノートパソコンは基本的には学校のWi-Fiに繋いで使用することが基本だと思いますが、先生達が学校に出られないような、例えば、リモートワークという形になった場合にも使用できるのか。家庭のネット環境を使用することを想定しているのか。子ども達の端末は家庭での使用を前提に想定していると思いますが、教員用ノートパソコンはどうなのかを教えてください。

田端教育長 當間主幹、どうぞ。

當間主幹 もともと国のG I G Aスクール構想は、学校内で使用することがまず大前提になっています。2018年から2023年までの5ヶ年計画でしたが、今回、コロナウィルスの影響で前倒しになっております。そういう緊急時にも使用できるように柔軟に対応する位置づけになりました。今、仲本委員がおっしゃった、子ども達が持ち帰るという形ではなく基本的には学校内での使用になります。ただ、長期休業になった場合には教育課程もありますので、リモートワークが必要になってくると思います。そうなると教師用はどうなるのかという話になりますが、文部科学省の示しているなかでは、先生方についてもリモートワークができるように配慮型という形があります。ただ、那覇市の運用はこれから決めていきますので、基本的には学校内での使用が原則になります。個人情報やいろいろなものがあるので、やはりセキュリティ面を確保しつつ緊急時も対応できるよう、いろいろな場面で対応できるような形での運用を検討していかないといけないと思います。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 イメージ図にWi-Fi環境がないご家庭にモバイルルータを貸し出すというふうに書かれていて、県は既に始めているようですが、那覇市もモバイルルータを貸し出す方向で進む予定になっているのでしょうか。

田端教育長 真境名主幹、どうぞ。

真境名主幹 インターネット環境のない児童生徒に対しては、モバイルルータを貸し出す予定になっていますが、緊急時や休校時に限りモバイルルータとタブレット端末と一緒に持ち帰って家庭学習をしましょうという形で予定しております。現時点では、普段から持ち帰ることまでは想定しておりません。

仲本委員 今後、緊急時には学校から持って帰ってもらうという形になりますか。

真境名主幹 現時点ではその予定になっています。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 大変大きな事業でご苦労様です。作業がスムーズに流れて来年の3月には子ども達の学習環境が変わるといいなと期待しています。感想ですが、文部科学省のG I G Aスクール構想の5ヶ年計画というのは悠長な考え方だったかなという感じがしますね。

新型コロナウイルスが流行するなかで、子ども達の学びの保障に対して学校の先生方は非常に心苦しいところがあったのではないかと思います。これがあればなんとか学習が保障されると思います。一つ教えてください。学習端末の契約が①から④までありますか。どういう意味ですか。

真境名主幹 端末が全部で28,000台ありますので、これを4分割にしたため、契約を①から④までに分けています。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、ご意見ご質問がないということありますので、議案第20号「財産の取得（指導者用ノートパソコン）に関する意見の申出について」、議案第21号「業務請負契約（校内情報通信ネットワーク環境整備）に関する意見の申出について」、議案第22号「財産の取得（学習者用端末契約①）に関する意見の申出について」、議案第23号「財産の取得（学習者用端末契約②）に関する意見の申出について」、議案第24号「財産の取得（学習者用端末契約③）に関する意見の申出について」、議案第25号「財産の取得（学習者用端末契約④）に関する意見の申出について」に関する6件については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは、議案第20号から議案第25号までは、原案のとおり決定いたしました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。それでは、協議1「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」の説明をお願いいたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 協議1「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」、第3次那覇市教育振興基本計画の素案について、別紙のとおり協議する。令和2年10月14日提出。教育長 田端 一正。協議理由 令和3年度から実施する第3次那覇市教育振興基本計画の素案について、決定前に協議する。説明は総務課が行います。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 まず私の方で策定の経緯を説明いたしまして、内容につきましては、担当から説明いたします。この計画策定には根拠になっている教育基本法第17条でございますけれども、そこには、地方公共団体は国の計画を参照し、それぞれの地域の実情に応じた教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないということが記されています。国においては、平成30年6月に3期の計画と、県におきましては平成29年に後期の教育振興計画を作成しております。本市においては平成23年10月に第1次の那覇市教育振興基本計画を策定し、その後、平成28年3月には現行の第2次の計画を策定しました。この計画が来年の3月末で計画期間が終了することになります。つきましては、令和3年度からの第3次になる計画を策定することから、今回、上程しているところでございます。それでは、中身の内容につきましては、担当から説明いたします。

田端教育長 平良主査、お願いします。

平良主査 それでは、「第3次那覇市教育振興基本計画の概要」について、右上に資料1と書かれている概要版で説明いたします。その後、計画案の冊子で具体的な取り組みの中身について説明をしたいと思います。

こちらの資料1をご覧ください。1ページ目の「1 計画の背景及び趣旨」につきましては、先程、仲程総務課長より説明があった内容となりますので省略いたしまして、「2 計画の位置づけ」から説明いたします。本計画は「教育基本法に定める教育施策に関する基本計画」となります。那覇市では市政の最重要計画として「総合計画」という計画があります。現在は「第5次総合計画」となっております。この「教育振興基本計画」は総合計画における教育に関する「部門計画」という位置づけで、これは現行計画と同じ位置づけとなっています。

続きまして2ページ目をお開きください。「3 計画の期間」については、現行計画と同様に5年間としております。「4 計画の領域」につきましては、今回、新たに設定した項目となっています。今回、計画の対象領域は、教育委員会が実施している施策・事業を基本としています。これは、平成31年4月に全ての幼稚園がこども園に移行したこと、幼児教育の部分が市長部局である「こどもみらい部」に移りました。そのため、現行の第2次計画に掲載していた幼児教育に関する施策は、今回の計画からは除いております。また、文化財の保護については、市長部局である文化財課で実施しておりますが、文化財の保護は地教行法で那覇市教育委員会の事務とされているため、今回の計画に掲載しています。ただ、文化財の保護については、9月に文化振興課が策定した「那覇市文化芸術基本計画」においても定めていることから、この計画で新たに設定するのではなく、該当部分を那覇市文化芸術基本計画より参照するという形をとっております。

続きまして3ページ目のA3判をご覧ください。「5 計画の施策体系」となります。施策体系につきましては、今回、計画が総合計画の「部門計画」という位置づけから、総合計画の施策体系に倣って構成しております。施策体系は矢印で示しております通り、「めざすまちの姿」、「政策」、「施策」、「具体的な取り組み」という順で配置しています。現行計画と構成などが大きく変わった理由は、この上位に据えている総合計画が「第4次総合計画」から「第5次総合計画」になったということが大きな理由です。構成を「第5次総合計画」に合わせるため、施策の順番ですとか、位置などを変更しております。

続いて裏面の4ページ「6 第2次計画の評価」です。今回、現行の計画の各取り組みの評価を行いました。現行計画では具体的な施策が46件ありますが、「計画どおり実施できた」 A評価が15件、「概ね計画どおり実施できた」 B評価が28件、「計画どおり実施できなかった」 C評価が3件となっております。

これより先は冊子となっている計画案で説明いたします。まず12ページの「第2

章 本市の教育を取り巻く現状」です。こちらは新たに追加した章になります。第5次総合計画においても冒頭部分で社会背景や本市の特性、人口の推移といった現状を説明していることから、現在の那覇市が置かれている現状として、人口推移や社会情勢の変化といった説明をこの第2章に入れています。

続いて15ページ「第3章 施策の具体的な展開」です。ここからは各施策の説明となります。現行の計画とどの部分が変更になったのかまとめたA3の資料も用意していますので、計画案と共に資料2と記載されたこちらの資料も合わせてご覧ください。まず、計画冊子の15ページ「施策1 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる」です。事業は、学務課の就学援助事業、教育相談課の子ども寄添支援員配置事業や自立支援教室むぎほ学級が該当いたします。現行の計画においては就学援助事業のみの記載だったのですが、子どもの貧困対策を受け「第5次総合計画」から新たに施策として位置づけられたということで、それに合わせて次期計画においても施策として設定いたしました。

続いて18ページ「施策2 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる」です。学校教育に関する取り組みの大部分がこの施策に含まれます。基本的には現行の計画に記載されている事業を継承しているため、事業単位での大きな変更はありません。ですが、学習指導要領の改定ですか、GIGAスクールなど国の制度が大きく変わりつつあるため、文言等に修正を加えております。

続いて31ページ「施策3 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる」です。こちらにつきましても事業単位での大きな変更はありませんが、平成31年3月に「那覇市学校施設等長寿命化計画」が策定されましたので、同計画に基づいて計画的に改修・更新を行っていく旨を明記しています。

続いて37ページ「施策4 どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」です。主に令和2年度に開館しました「人材育成支援センターまーいまーいNaha」に関する記述などを加えています。また、公民館講座などの学習情報のWeb会議ですか、動画配信などが新たに具体的な取り組みとして挙げられています。

続いて44ページ「施策5 どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」です。こちらの施策は、現行計画と比較して記載事業がいくつか追加となっております。スポーツ少年団の育成・支援、そして児童生徒の県外スポーツ大会への派遣費用の一部補助などを新たに記載しています。また、48ページの大きな見出しとして、「3 人材育成と指導者の確保」、「4 地域社会、学校、企業、スポーツ団体などの連携推進」についても新規の部分となっています。これは第5次総合計画において、それぞれの施策の主体、取り組みの柱の方針が示されておりますが、この2つについては、今回、新たに総合計画に取り組みの柱として設定されたものです。そのため、第3次教育振興基本計画においても、取り組みの大きな見出しとして新たに設定したものです。

続いて50ページ、施策6「学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる」です。こちらは第5次総合計画で新たに施策として設定された部分ですが、第2次総合計画において生涯学習と青少年の健全育成、そして生涯スポーツの各分野で学校施設を利用した取り組みの部分を新たに1つの施策として独立させた形となっております。そのため、地域学校連携施設や放課後子ども教室、学校体育施設の開放など具体的な取り組み自体の半分以上は現行の計画から引き続き実施しているものとなっています。

続いて55ページ「施策7 文化が保存され継承されるまちをつくる」です。こちらは文化財課で実施している文化財の保護に関する施策になります。先程、概要版の計画の領域で説明しましたとおり、文化財の保護については文化芸術基本計画で定めているということもあり、現状、課題、具体的な取り組み、それぞれ文化芸術基本計画を参照という形で掲載しております。各施策の進捗管理についてですが、57ページにありますとおり、那覇市教育行政マネジメントシステムに沿って進捗管理を行います。そこでP D C Aサイクルを繰り返しながら、適切に進捗管理を行っていきます。以上が第3次那覇市教育振興基本計画の各施策についての説明となります。

最後に、今後のスケジュールを説明します。再度、資料1と書かれた資料をご覧ください。こちらの5ページ目「7 今後のスケジュール」です。現在、この計画案はまだ素案に至っていない案の状態です。今回も含めて教育委員会会議で2回協議をしていただき、教育委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。協議で得たご意見を基に修正をかけたものを11月に教育委員会の両部長、副部長、関係課の課長で構成される策定委員会に諮って、その後、11月17日の教育委員会会議でこれを正式に素案としてよろしいかと提案し、そこで決定を受けますと正式に素案となります。その後、11月25日に総合教育会議を予定しておりますので、そこで市長を交えて、素案に対して、再度、ご意見をいただこうと考えております。現行の計画策定の際は、その決定までに議会の議決が必要となっていました。ですが、先日、議会基本条例の一部が改正されて、教育振興基本計画が議会の議決を必要とする計画から外れましたので、議決は不要となりました。ただ、議会の議決を要さないということではありますが、本市の教育に関する重要な計画を議会に対して説明する必要はあると考えております。ですので、具体的には11月議会の委員会が開催される12月の中旬頃に教育福祉常任委員の皆さんに説明をする機会を持つことを予定しております。それ以降はパブリックコメントを1ヶ月程度設け、市民の皆さんからご意見をいただき、2月頃に再度、策定委員会、そして教育委員会会議で最終的に計画の素案から正式な計画として決定してよろしいかと提案していきたいと考えているところです。第3次那覇市教育振興基本計画の素案の説明は以上となります。どうぞ、よろしくお願ひします。

田端教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等をお願いしたいと思います。本仲委員、どうぞ。

- 本仲委員 この基本計画はどういうところに配布されるのですか。配布計画を教えてください。
- 田端教育長 平良主査、どうぞ。
- 平良主査 まず、関係する部署や学校等に配布いたします。学校以外にも、公民館、図書館、関係団体へ配布します。
- 本仲委員 この教育委員会会議では2回しか協議されない訳ですよね。
- 平良主査 まず素案の段階で2回協議を行いまして、素案から正式な素案に決定する時に、3回目の会議を行います。教育委員の皆さまから意見をいただく機会としては、その後の総合教育会議、最終的に素案から決定になる時に、再度、教育委員会会議、おそらく3月頃になると思いますが、意見をいただくということになります。
- 本仲委員 平良主査から事前に計画案を読み込むようにとありましたので、ある程度、読み込みました。少し感じた部分を。まず、表紙の部分に令和3年度～令和7年度とありますが、この中に「5年間計画」という言葉を入れると初めてみる人はわかりやすいのではないかと思いました。それから、表紙は元号で示されていますが、5ページでは西暦で示されています。私の感想としては、両方示した方がわかりやすいのではないかと感じました。それから、1ページ「1 計画の背景及び趣旨」というところで、「第2次計画の策定から5年」と切っていますが、これを「第2次計画の策定から5年が経過し」というような言葉が入るとわかりやすいと思います。それから、4ページの大綱にある「スポーツアイランド沖縄」という言葉は、那覇市がイメージしている言葉なのか、県も使っている言葉なのか教えていただけますか。
- 田端教育長 市民スポーツ課高里課長、お願いします。
- 高里課長 「スポーツアイランド沖縄」という表現は、沖縄県が策定した21世紀ビジョンの中に沖縄県全体をスポーツアイランドとして位置づけをしたというふうに載っておりまして、那覇市はその中心的な役割を担うという意味です。
- 本仲委員 わかりました。
- 田端教育長 よろしいですか。本仲委員、どうぞ続けてください。
- 本仲委員 6ページに「SDGs」が記載されていますが、17項目のゴールを示すことはできますか。
- 平良主査 4つ目のゴールに教育に関するものがありますが、計画の中には貧困をなくすというようなゴールもあるので、一つのゴールだけを示すのは少し適当ではないのではないかと思います。
- 本仲委員 私も難しいとは思いますが、SDGsと示してあったので、具体的にできるのかなと思いました。前回と今回では施策の体系図が変わってきていますが、7ページと8ページの体系図に沿って、現状・課題・対策という形で示しているわけですね。
- 平良主査 はい。
- 本仲委員 それから12ページ「本市の教育を取り巻く現状」のなかで、那覇市における教育の現状ということで、(1) 人口の推移、①人口の推移と少子高齢化、その下に将来

人口の推計があり、そのまた下に表がありますよね。①、②、③、④というように表記した方がわかりやすいと思います。

平良主査 下の表については、①を説明するための数値的な表になりますので、①のなかに統合されています。

本仲委員 そういう意味であれば理解できます。

平良主査 表の位置が左にずれているので、もう少し右に寄せて区別がつくようにしたいと思います。

田端教育長 校正の工夫をお願いします。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 15ページの中に「子ども寄添支援員」という言葉がありますが、どのような活動をしているのか、初めて見る人達にもわかりやすいように具体的に記載した方がいいと思います。

仲程課長 この件に関しては、行政でしかわからないような内容がもう少しあるかと思いますので、そのあたりを拾い上げて、まとめて最後に説明するのか、その部分で説明するのかということを少し検討させてください。

本仲委員 初めて見る人の立場にたってわかりやすくお願いしたいと思います。そして、25ページは私自身の課題としてもっていますが、「生活リズム確立の推進」とありますよね。この生活リズムとは何か。例えばこのような考え方があります。小学校の段階の子どもについては、最低9時間以上の睡眠時間が必要であると。生活リズムという観点で睡眠時間考えてみると、9時間の睡眠時間を確保するためには、何時に寝れば良いかとか、何時に起きれば良いかとわかつてくるわけです。日本睡眠学会では、学習が始まる2時間前に起床することが脳の目覚めが良いと言われています。1校時は8時30分に始まるので2時間前は6時半になります。6時半が理想であると、これから逆算して9時間の睡眠時間となると夜の9時半になるわけです。子ども達の発育・発達に大変重要な睡眠時間をというのは、生活リズムの上からどういうふうに考えていけば良いのかなということを示した文献はないわけですね。ところが日本睡眠学会では謳われている。これをどのように表現して学校や家庭に協力を求めていくのか。教育委員会として。いつも課題として持っています。

田端教育長 学校教育課佐久田課長、どうぞ。

佐久田課長 小学校と中学校では発達段階が違いますし、実際に小学校低学年では9時頃就寝を奨励しているのが実態です。学年が上がるにつれて就寝時間が短くなるので、中学生は10時頃になります。校内の生徒指導のなかで睡眠時間をしっかり取ってくださいということを各学校で指導、周知している状況だと考えています。

田端教育長 この表をみると小学生で9時半以降に就寝している子ども達が多い状況があるので、そのあたりにコメントを出せるのか検討するということでおろしいでしょうか。

本仲委員 お願いします。

田端教育長 佐久田学校教育課長、よろしいでしょうか。

- 佐久田課長 はい。
- 田端教育長 本仲委員、どうぞ続けてください。
- 本仲委員 以上です。
- 田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。
- 仲程課長 本仲委員からご指摘がございました、2ページ目の「はじめに」という部分につきましては、教育長あいさつ文の挿入としておりましたが、先日、内部で調整をして、教育委員会の議決案件でもあることから、教育委員会のあいさつ文を挿入したいと考えております。
- 田端教育長 お願いします。せっかくの協議の場ですので、教育委員の皆さまからのご意見は大変貴重でありますのでどんどんお願いしたいと思います。また、これから調整をしていきますので、思い切ったご発言をお願いします。そのために今日は全課の課長が集まっています。本仲委員、どうぞ。
- 本仲委員 前回の第2次よりは非常にわかりやすくなっていると思います。
- 田端教育長 仲本委員、どうぞ。
- 仲本委員 これから教育の方がどこまで貧困問題に踏み込んでいくのかわからないところではありますが、子ども達の健康ということのなかで貧困という問題がすごく大きくなっています。今、体の健康については、日本は世界のトップレベルまでできています。死亡率も疾患率も全体的にすごく良くなっていますが、貧困が子ども達の健康状態に大きな問題になっているということ。WHOも経済的な格差がかなり健康の問題として大きくなっていくということで、医療や保健の方も貧困がこれから大きな課題になってくると思います。沖縄は避けて通れないで、教育の方も貧困にどこまで切り込んでこの5年間でいけるのか。沖縄の教育問題が進むかっていうところになるのではないかと私自身思っています。子ども寄添支援員という学校現場と福祉を繋げる人員配置や不登校支援や登校支援の先生方の配置はとても助かっていますが、もう少し学校と福祉を繋ぐところの強化をもっと強く目指していかないといけないのではないかと思っています。社会福祉士等の専門職の活用を大きく推進していただきたい。学校にいる間の子ども達は守られているところは大きいのですが、中卒でそのまま高校に繋がれなかった子ども達、中学は繋げたつもりでもすぐに高校で抜け落ちてしまう子ども達、そういう子ども達の自立に向ける道筋をやはり教育委員会の方で何とか支援する方法がないか、今後、考えていただきたいという感じがしています。学校教育や生涯教育がありますがそれとは少し違う。今の世の中では18歳から22歳位までは自立に向けた教育をしないといけない青年達だと思いますが、そこに切り込んでいくところがない。医療もそうですが、小児医療から成人医療に移行する年齢、そして義務教育が終わる年齢のハイティーンの子ども達の困難さというのが、その後の貧困や自立困難というところに結びついていく。この子ども達は福祉に自力で繋がる力がまだ幼いのでなかなか支援に繋がりづらい。成人期に向けたこの子ども達の支援をどの部

門が行うのかわかりづらい。子ども寄添支援員は在校の子ども達への支援だと思いますが、唯一、24ページの不登校対策のところに過卒生への学習支援があります。いったん高校に進学したようにみえてもそのまま退学してしまう子ども達が結構いますので、義務教育から丁寧に高校や県の教育委員会と連携するシステムを考えたい。私が一番困っているところですね。学校が守ってくれている年齢までは何とかなりますが、家庭環境の困難さもあってその後の繋がり方がとても難しい。在校時代に福祉と繋がらないと自立に向けていくのが難しいご家庭のお子さん達がいらっしゃるのかなというふうに思います。すぐに具体化できなくても次の5年に向けてでもいいので、何とかどこかに青年期の子ども達に対する支援をどこかに落とし込めないか目指してほしい。あとは、ダイバーシティ、多様性、これからはSDGsにもあると思いますが、課題になっていくと思います。那覇市の総合計画の中でも「すべての人が健康でいきいきと暮らせるまちづくり」という文言は本当にとても大事なことです。帰国子女の子ども達の日本語教育も落とし込んでいましたが、外国からきたお子さん達や性的少数派のLGBTの子達への配慮をどこかの文言にもう少しつきり入れてもらって、全ての子ども達がありのままの姿で生きていく、自信をもって社会に出ていけるような形で、それを支えますという文言をはっきりと入れていただきたいと思います。

田端教育長 貧困と子ども寄添支援員とありますので、教育相談課山下課長、お願いします。

山下課長 教育相談課です。ご指摘の内容に関しまして協議にありましたように、子ども寄添支援員（スクールソーシャルワーカー）を各小中学校に配置して対応しているところです。特に貧困との結びつきをこの計画の中にどう盛り込んでいくのか、関係課と調整しながら少しでも盛り込めるように検討していきたいと考えております。現在、不登校自体の数も大変増えております。既存の支援員の人員もなかなか厳しいなかで、現場の心理士や相談員が苦労している現状でございます。限られた予算や資源のなかでどのように対応していくのか、関係課と調整しながら何とか盛り込んでいけるように検討いたします。専門職の登用につきましても大変痛感しているところでございます。

田端教育長 多様性への対応、LGBTへの配慮等については学校教育課ですか。どこかに入っていますか。

平良主査 LGBTという文言はありませんが、23ページの（3）人権教育というところにあります。

仲程課長 この件につきまして、学校教育課の方で具体的に書いていないところをみると具体的な取り組みは事実上ないと思われます。これからそれを展開させることにしても無理があるということになれば、大きな枠組みではありますが、「はじめに」という部分がありますので、その部分にこの内容を文言として記載できるのかも含めて考えさせてもらえますでしょうか。

- 仲本委員 教育行政として全ての子ども達がそのままの姿で学びにを迎えるところを大事にしますと、いろいろな外国の文化背景の子ども達や全ての子ども達をそのまで学びに迎え育てますというような文言をどこかにしっかりと入れていただきたい。次の5年に繋がっていくと思うので。
- 山内部長 全ての施策に共通した考え方でよろしいでしょうか。
- 仲本委員 はい。少し理念的なことになります。
- 田端教育長 第2次那覇市教育振興基本計画時と変わったところは男女混合名簿です。学校がこの5年間で100%できるようになったこともありますし、どこかに入れるかどうかを検討するということでよろしいでしょうか。平良主査、どうぞ。
- 平良主査 補足になります。先程、学校教育を終えた若者のセーフティネットが抜け落ちている現状のお話しがありました。この第3次那覇市教育振興基本計画は教育に関する大きな基本計画ですが、さらにその下に個別計画を教育委員会の各課でもっておりまます。冊子の42ページに「なーふあぬわらび・わかむん計画」の改訂が具体的な取組としてあります。若者に対する施策についての計画が「なーふあぬわらび・わかむん計画」になります。どういった施策内容がふさわしいのかこれから改訂作業を行います。
- 田端教育長 平良生涯学習課長、補足はありますか。
- 平良課長 現在、生涯学習課の方で「なーふあぬわらび・わかむん計画」の改訂作業を行っています。改訂作業のメンバーの中には沖縄県キャリアセンターの方もおりますので、若者の就労についての文言等を検討したいと考えています。
- 田端教育長 成人式はどこかに記載がありますか。確かに中学卒業後の支援が弱いという現実がありますが、自分達で自主開催している成人式を長いことやってきてるので、そこに向かう取り組みをやっているので、このあたりも検討するという形でお願いしたいと思います。平良室長、どうぞ。
- 平良室長 42ページの(1)②の部分に含まれている形にはなっておりません。
- 田端教育長 文言の表記を含めて検討をお願いしたいと思います。
- 田端教育長 ほかにございますか。喜屋武委員、どうぞ。
- 喜屋武委員 先程、本仲委員への回答の内容が少し気になったので。6ページのSDGsの内容ですが、学校教育の授業もSDGsと絡めていくよう文部科学省からも言われていますし、市町村、県の施策、国の施策でもSDGsと絡めていかないといけないということがあります。参考資料として、子ども達でもわかるようにカラフルな17色のアイコンをぜひ入れてほしいと思います。先程、貧困の話しか私達には関係がないからというような回答が気になりました。4番の「質の高い教育」、1番の「貧困」、仲本委員からお話があった5番の「ジェンダー平等」、就労に課題がある人達の問題として8番の「働きがい経済成長」という内容があります。全ての施策を通して誰一人取り残さず、県や国からがお金をくれて守られるだけの市民ではなくて、自らが自立と自律をもって一人一人が那覇市の課題に向き合える市民へ、私達は教育として子ど

も達を育てていこうという気概をもって取り組まなければならないと思っています。そこも含めて、29ページのキャリアの内容も10年以上前のものが記載されています。職場体験をやることがキャリア教育ではないというのが今度の学習指導要領の中にもしっかりと明記されています。100%職場体験やったからキャリアではなくて、今回の学習指導要領の中には「社会に開かれた教育課程」なんですね。つまり、学校教育はきちんと税金を納めて自分の暮らしも社会参画もして、誰一人残さず守られるというそういうところを目指した教育にしていこうと打ち出したにもかかわらず、職場体験だけがキャリア教育の指標になっている。私は県の21世紀ビジョンの委員と万国津梁会議の委員をしていますが、ここはもう古いよね、無くそうという流れのなかで、那覇市がその指標を出すのはどうなのかなと思うので、宿題で考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

仲程課長 指標のことですか。

喜屋武委員 29ページの指標の部分もそうですし、全体的に教育の目標と全ての施策を繋げて、どういう未来の子どもを育成すればいいのかを前段のところにしっかりと明記して、そのための計画を打ち出せば、先程の仲本委員や本仲委員のお話を踏襲できるのかなというふうに感じました。例えば、全ての職業には情報リテラシーが必要なのでICT教育に那覇市は力を入れますとか。後は、学習指導要領に示されている学びに向かう人間性等というところもしっかりと入れて、何で学ぶのか、学びが楽しいと思うように教師の質の改善や教師の研修に力を入れていきますというような。何かツツツツツと切れている感じが読んでいて思ったので。この5年間で国の教育施策が変わりましたので、第2次のものにあてはめると合わなくなってきた。『はじめに』のところからゴールに向かって繋げていく書き方にできたら良いなと思います。この5年ですごく変わりました。私もいろいろな会議に出席しているので、この言葉が古いとか、この指標を出すとおかしいことになるよねとかありますので。

仲程課長 21ページの（2）「誤解を解き」ってありますよね。誤解を解きってありながら指標を使っているということでの矛盾ですかね。

喜屋武委員 その矛盾もありますし、29ページのキャリア教育の指標が100%やっているので大丈夫という落としどころもおかしい。小学校から何でキャリア教育やるのかというと、凡事徹底の力とか、なぜ学ぶのかとか。勉強した後にちゃんと自分で自立して、結婚や職業はジェンダーフリーになりましたので崩れていくと思いますが、結局、自分の足で立って誰かを支える人になっていくことが那覇市の活性化に繋がっていくというところが今回のキャリア教育の柱なので、その指標はもう載せない方がいいのかも知れません。それよりも那覇市は小学校から中学校までの小中一貫教育の切れ目のない教育でそういうアイデンティティやそういうところを守るために、那覇市は小中一貫教育に力を入れていますという感じにしていかないと学習指導要領とも合わなくなってくると思います。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 今、喜屋武委員の話を聞いて思いましたが、幼児教育と学校教育の連携はかなり実践されていますし、学校教育からの出口は少し弱い印象はあります、その後の生涯教育もありますし、他課や福祉関係との連携をしっかりとやっているというところをもう少し見えるような形で書いてもらいたい。やっていないわけではないわけではないので。那覇市民が生まれて自立していく流れが見えるような形で。この世代の子達への教育はこういうことをしているんだな、この世代の人達に対してはこういうことをしているんだな、ライフサイクルとこの計画との結びつきがわかりやすくなると良いですね。

喜屋武委員 私も生涯学習委員をさせていただいて那覇市がこんなにやっていることを実際知っていますが、市民アピールに繋がっていないと感じているので、先程、仲本委員がおっしゃったように、生まれてからの流れが見えるような形の中で、那覇市は教育を中心に未来に繋げていきます、だから小中一貫教育に取り組み、リカレント教育ということで新しく那覇市人材育成支援センターまーいまーいNahaを開館し、心身共に健全になるためにスポーツアイランドをやっているという内容を上手く見せたうえで、総論、各論に入っていった方がいいのではないかと思います。報告書は最初の3、4ページしか人は読まなくなる。興味ある人は読み込みますが。いろいろな報告書やスポーツ関連の報告書がとても素敵だったので、そこから派生してホームページにも誘導できたら良いのかなって思います。

田端教育長 仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 那覇市全体いろいろな計画があるということで、先程、2ページでも示してございますけれども、それぞれがそれぞれの役割をもってその計画を作っているという形を取っていて、ある程度はその分野に特化した書き方を全てしております。今のお話はとても流れとしてはどうにか入れ込むことができれば検討はしてみたいのですが、それを全て入れてしまうと、この計画との関係はどうなるのかという話までにいくと、あまりにも話が多くなりすぎて少し内々でも苦労すると思います。他の計画との関連を見ながら、盛り込めそうなところをもう少し検討させていただけますか。

田端教育長 貴重なご意見ですので、読者からすると当然気になるところであると思います。引き続き貴重なご意見として反映できるか、また、どのような形で反映するのか検討していきたいと思います。この機会ですのでたくさんご意見をお願いします。平良委員、どうぞ。

平良委員 今回、コロナ禍でイベントが中止という形になっています。実際問題、来年はできるのか。これから新たな感染症が出てくる可能性も高いわけですから、どう対応していくのか書いていただきたい。要望です。

田端教育長 作成する際に今のお話も話題になりました。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 どこかに「チーム学校」という言葉がありました。今までではなかった言葉です。これ校長先生方が大変好きな言葉ですよね。チーム学校とは何なのか。PTA関係者で

さえもはつきり理解できていない方がいらっしゃると思います。こういう冊子や印刷物を作成する際に心がけておくことは、我々にしかわからない言葉を誰が見ても理解できる冊子にすることですね。違う角度から読み返してみると大変大事なことじゃないかなと思っています。あと1回協議がありますよね。前回の総合教育会議でも話題にあがりましたが、教育大綱の中に「3 子どもの育ちや子育て支援などの推進」の文章の中に「学校施設の有効活用」という部分があって、PTAや学校関係団体が地域連携室を活用する時に銘苅小学校がパスワードを導入していましたが、他の学校にも広がっていますか。地域の方が地域連携室を使う時には終わるまで教頭は待っているんですよ。そういうシステムがあれば、地域連携室を使う人も心置きなく使えるし、学校の教頭も任せられるわけだから働き方改革に繋がっていくと思いました。市長も同じような考えだったと思いますがどのように広がっていますか。

田端教育長

平良生涯学習課長、どうぞ。

平良課長

曙小と銘苅小で実証実験を行っています。学校が休校になっておりまして、実証実験を3月まで延長して状況を確認しながら活用できるようであれば進めていきたいと考えております。

田端教育長

よろしいでしょうか。先程、平良委員からのご意見の件よろしいでしょうか。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長

コロナ禍の件ですが、確かに現状としては、各種事業のイベントが中止になっています。これも「はじめに」という部分でコロナ禍の内容も触れながら5年間頑張ってほしいという形で付け加えていこうかと思います。よろしいでしょうか。

平良委員

はい。

田端教育長

どのあたりまで載せるのか協議を行いました。それで、今、仲程課長が話したようなところに落ち着いています。各課の管理職が集まっていますのでご意見お願いします。仲本委員、どうぞ。

仲本委員

那覇市の総合計画を参考資料でいただきましたが、グラフィックで凄くわかりやすい。このような形で教育振興基本計画を作成できますか。何を目的にしているのか指標もあって市民的にはメッセージがわかりやすい。これは市民向けですか。

田端教育長

平良主査、どうぞ。

平良主査

総合計画は那覇市全体の計画ということで市民向けにも作られているものです。

仲本委員

とてもわかりやすい。那覇市がどこに向かおうとしているのか、すごくメッセージが伝わる。行政的な文言があまりないので。

田端教育長

仲程総務課長、ありますか。

仲程課長

見やすさとか体裁の問題ですが、印刷については、表紙は色紙を使用しますが、基本的には白黒版になります。

平良主査

レイアウトに関しては、行政以外の市民の方にもわかりやすく整えたいと思います。せっかく作成したのに読まれないと本末転倒ですので、構成を考えていきたいと思

ます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。本日は第1回の協議でありますので、たくさんご意見をいただきたいと思います。第2回目は10月26日になります。その時には、本日ご指摘いただいた件をどのような形で反映するのかある程度取り組んでそれから26日を迎えると思います。ご意見は本日いただきたいのですがよろしいですか。この回に限らず、ご遠慮なさらずに、取りまとめは総務課でよろしいでしょうか。総務課から各課へ振り分けます。どうぞアイデアを思いつく時にお願いします。

仲程課長 たくさんご意見お願いします。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 今のうちに言っておきましょうね。この間の国連の調査でしたかね。日本の子どもの幸福感の低さが話題になっています。長年、沖縄の子どもは学力の面でかなり課題があつて当面は学力向上というのが目標だったと思いますし、それに関してはかなりの効果が県全体で上がっているというのは本当に素晴らしいことだなと思っています。今度は幸福感、子ども達が本当に幸せに向かっているのかということの評価というか、そういう視点を目標に入れてもいいのかなと思っています。幸福感がないと自ら学ぶとか、主体的な人になっていくことがなかなか難しいのかなと思うので、基本になる自己肯定感を教育でどこまでできるのか。どこかに入れて。「はじめに」でも良いのですが。

田端教育長 学校教育課で基礎資料等があれば、活用できるのか検討していきたいと考えています。

仲本委員 本当は指標があればとは思いますね。那覇の子ども達がどの位の幸福感をもっているのか知りたいという思いはありますね。

田端教育長 校内の意識調査に限定されるかもしれません、どのようなデータが活用できるかも含めて検討していきたいと考えています。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 今回、文化財に関してのページが少ないような感じがしますが。

田端教育長 平良主査、どうぞ。

平良主査 文化財に関しては、以前は文化財の保護に加えて文化財の活用の部分も含まれていましたが、今回は純粹に「文化財の保護」に関する部分だけを、那覇市文化芸術基本計画の一部から抜粋して入れているような形を取っています。前回より範囲が狭い形になっていますので、少しスペースが小さくなってしまったことがあります。この計画の中で指標を作るというわけではなくて、那覇市文化芸術基本計画の中に「アクションプラン」という進捗管理の計画を作っていますで、指標もこの中に入れ込んでいないので、小さくなっているように感じるかもしれません。

喜屋武委員 ちょうど首里城が燃えて1年になります。現在、復元に関して、地域の皆さんのが声を拾ってどう復元するのか話し合いがされています。わかりやすいのは、龍柱の位置や御茶屋御殿の復元など。市民の声や子ども達も入れてやろうという動きがあります。

私は経済産業省が行っている「EdTech（エドテック）」の事業で首里城に関する教材づくりをしていますので、これも一つの教育なのかなと思っています。今、沖縄の子ども達の自己肯定感の低さは、沖縄の人は沖縄が好きだけど沖縄の文化を全然知らないんですね。ただ好きというだけで。こういう文化から子ども達のアイデンティティとか、教育に繋げるとか、年齢を重ねたら保全にまわるような部分もどこかに盛り込むことができないか。文化財の保全だけがぽつんと計画にある印象なので、工夫してほしいなと感じました。

田端教育長 山内生涯学習部長、どうぞ。

山内部長 「那覇市文化芸術基本計画」がありますけれど、これは那覇市の文化財を含めてすべてを網羅した計画になります。これは、学校教育課、生涯学習課、こどもみらい部、環境部もすべて加わります。すべて網羅しています。例えば、学校教育課ではどういうことをやりますよ、生涯学習課ではどういうことをやりますということが含まれています。今回の計画は、文化の芸術に関しては那覇市の計画がありますので、教育委員会の文化財の保護に関しては、那覇市の計画の中から文化財の保護の部分を取りましたという考えです。喜屋武委員のおっしゃったものは、そちらの計画の中に記載されていると思います。

喜屋武委員 何かつなぎ目や抜粋する部分があると良いなと思いましたので。

田端教育長 協議したいと思います。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 スポーツの部分を一つ。子どもの運動時間に関してのデータが掲載されていますが、健康増進という意味で大人の運動習慣もとても重要なことで、もう少し踏み込んだ指標やデータを入れていただけないか。大人の運動習慣の目標を。年代別で全然違います。本仲委員のような70代の方が一番運動されていると思います。

本仲委員 まだ60代です。

仲本委員 一番運動しないのは30代や40代の女性なので、そういう運動がとれない世代に何らかのアプローチができるのか。教育委員会でできることは少ないかとは思いますが、指標やデータを入れられないかと思いました。

田端教育長 高里市民スポーツ課長、どうぞ。

高里課長 ご意見ありがとうございます。平成30年度の平成31年3月13日に策定しております「那覇市スポーツ推進計画」がございまして、その中に子ども達や成人等についてのデータも含めて具体的な施策や課題等、仲本委員がおっしゃった内容については盛り込んでいます。また、健康増進等に関しましては、主に福祉部が主幹課です。市民スポーツ課は、健康も含めた形でのスポーツ振興ですが、今回の計画の中には子ども達の部分のデータを掲載しています。

仲本委員 文化財の部分もそうですが、どの部分を教育委員会が責任をもってやっているのか、わかりやすく表現されると良いなと思いましたので。

田端教育長 ただいまの件は宿題として受け止めたいと思います。引き続き調整をお願いします。

本日たくさんのご意見をいただきました。次回は10月26日に第2回目の協議があります。仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 実は今まで主管課との微調整をずっと行っているというような状況にありました。本日の委員の皆様のご意見を踏まえ、次回にはこの中身を修正したものを提案いたします。読み込みが大変だとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

田端教育長 次回は10月26日ということですので、ぜひ皆様と良い物を作り上げたいと思いますので、ご協力お願ひしたいと思います。それでは、協議1「第3次那覇市教育振興基本計画の素案について」の協議を終了いたします。以上をもちまして、令和2年度第11回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第19号	那覇市学校給食運営審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第20号	財産の取得（指導者用ノートパソコン）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第21号	業務委託契約（校内情報通信ネットワーク環境整備）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第22号	財産の取得（学習者用端末契約①）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第23号	財産の取得（学習者用端末契約②）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第24号	財産の取得（学習者用端末契約③）に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第25号	財産の取得（学習者用端末契約④）に関する意見の申出について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて ※令和2年度那覇市一般会計補正予算（11月補正）に関する意見の申出について	承認